

制定 平成 21 年 11 月 19 日

改正 平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日

平成 26 年 6 月 11 日

京都市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「補助金条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めがあるもののほか、歴史的風致を形成している歴史的な建造物（以下「歴史的風致形成建造物」という。）の修理及び修景を行う者に対し、本市が実施する歴史的風致形成建造物補助金（以下「補助金」という。）の交付手続きに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修理 歴史的な外観様式を有する建造物の意匠を保全する行為
- (2) 修景 歴史的な外観様式に調和又は歴史的な外観様式を復原する行為
- (3) 歴史的風致形成建造物 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「法」という。）第 12 条第 1 項に基づき指定する建造物

(4) 認定計画 本市が法第5条に基づき作成し、主務大臣の認定を受けた歴史的風致の維持及び向上に関する計画

(5) 重点区域 法第2条第2項の規定に基づく区域として認定計画で定めた区域

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる行為は、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、予算の範囲内において交付する。

(1) 重点区域内において歴史的風致形成建造物に指定されたもののうち、認定計画に具体的に記載があるもの。ただし、歴史的風致形成建造物に指定されたもので、早急に修理を行う必要性があるもの又は景観上の改善が認められる行為においては、この限りでない。

(2) 市長と歴史的風致形成建造物の所有者との間で10年間以上の一般公開に関する協定の締結を行う建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の外観に係る修理若しくは修景又は滅失を防止するために必要な修理（これらと併せて行う耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修をいう。）を含む。）で、歴史的風致の維持向上を図るために必要なもの

2 補助金の交付の対象者は、前項各号に規定する行為（以下「補助行為」という。）を行う者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助行為に要する費用の額に2分の1を乗じて得た額の範囲内において別に定める額とし、限度額は1件につき3,000,000円とする。

- 2 補助行為が、京都市市街地景観整備補助金交付規則（以下「規則」という。）第3条各項の交付の対象となる行為と重複する部分の補助金の額は、規則第4条各項で定める額とする。
- 3 同一敷地内において、複数の歴史的風致形成建造物に係る補助金の額は、これらの補助金の額を合算するものとし、その限度額は、第1項に定める額とする。
- 4 同一敷地内において、複数の建築物等に係る行為が、補助行為、かつ、規則第3条各項に規定する交付の対象となる行為の場合の補助金の額は、別に定める額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助行為に着手しようとする日の14日前の日とする。

- 2 補助金条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、歴史的風致形成建造物補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。
- 3 補助金条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 見積書
 - (2) 設計図書
 - (3) 現況写真
 - (4) その他別に定める書類
- 4 前条第4項に規定する行為の場合の申請については、前各項の規定を準用する。この場合において、規則第5条の規定は適用しない。

（決定の通知）

第6条 補助金条例第12条第1項の規定による通知の様式は、歴史的風致形成建造物補助金交付決定通知書（第2号様式）とする。

2 補助金条例第12条第2項の規定による通知の様式は、歴史的風致形成建造物補助金不交付決定通知書（第3号様式）とする。

（申請事項の変更等の承認）

第7条 補助金条例第12条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項（以下「申請事項等」という。）を変更し、又は補助行為を中止しようとするときは、補助行為変更・中止承認申請書（第4号様式）に、別に定める書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助行為の変更承認申請があった場合において、申請事項等の変更を認めるときは、交付予定額及び交付の条件を決定し、その旨を補助行為変更承認通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助行為の中止承認申請があった場合において、補助行為の中止を認めるときは、交付予定額及び中止の条件を決定し、その旨を補助行為中止承認通知書（第6号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助金条例第18条第1項の規定による報告は、補助行為が完了した日から14日以内に行わなければならない。

2 補助金条例第18条第1項の規定による報告書は、実績報告書（第7号様式）とする。

3 補助金条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲

げるものとする。

(1) 完了写真

(2) 領収書その他の補助行為の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) その他別に定める書類

(補助金の交付)

第9条 補助金条例第19条の規定による通知の様式は、歴史的風致形成建造物補助金交付額決定通知書（第8号様式）とする。

2 補助金条例第19条の規定による通知を受けた交付決定者は、歴史的風致形成建造物補助金交付請求書（第9号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

(補則)

第10条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月19日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の京都市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱第6条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は，決定の日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は，決定の日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱による改正後の京都市歴史的風致形成建造物補助金交付要綱の規定は，この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し，同日前の申請に係る補助金については，なお従前の例による。